

議 事 録

件 名	第 2 3 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 5 年 9 月 2 7 日（金）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 小会議室
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： 皆さんお晩でございます。それでは第 2 3 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を開催いたします。いよいよ仕上げの段階に近づいてきていますので、頑張って最後までよろしく願います。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： それでは始めます。皆さんの手元に「市民会議資料（平成 2 5 年 9 月 2 7 日開催）」という資料はありますか。この資料に沿って進めて行きます。前回ご意見いただきまして前文もいよいよ詰めに入ってきました。読んでみます。</p> <p>【第 2 2 回市民会議】</p> <p>「私たちの住むふるさと登別は、カムイヌプリやオロフレ山などの山々を背に丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊かなまちです。」とあり、そして、「白煙が舞いあがる」とか「国内外から多くの人々が訪れる日本有数の観光地として発展する一方で、湯沼が 7 色にかわる大正地獄や灰黒色の熱湯をたたえる」といった下線の引いてある部分が含まれている文章に繋がっています。これは、その情景をイメージ出来るような表現にしたほうが良いという事で追加したのですが、やはりシンプルにしたほうが良いのではないかという事で、またご意見をいただきましたので、リーダー会議で再度修正してみました。読んでみます。</p> <p>【リーダー会議修正案】</p> <p>私たちの住むふるさと登別は、カムイヌプリやオロフレ山などの山々を背に丘陵地が広がり、多くの川が市街地を流れ太平洋へと注いでいる水とみどりに恵まれた自然豊かなまちです。</p> <p>また、地獄谷や日和山などの活火山の恩恵を受けた登別温泉は、豊富な湯量と泉質を誇り、国の天然記念物に指定されている登別原始林が四季折々に美しい姿を見せるなど、貴重な資源や良好な景観に恵まれたまちです。</p> <p>登別はアイヌ語の「ヌプルペツ」が語源とされ、自然や地形などを表すアイヌ語に由来する地名が数多く残され、これまで、アイヌの人々や開拓に携わった人々など先人たちの努力と創造により、その礎が築かれ、まちづくりが進展するとともに現在につながる景観とみどりが形成されてきました。</p> <p>私たち登別市民は、良好な景観と豊かなみどりを貴重な共有財産と認識し、守り育てるとともに、新たにつくり、次代へ継承していくため、この条例を制定します。</p> <p>という事で、重複している部分やあまりにもくどくなっている部分をカットしたのと、「登別はアイヌ語のヌプルペツに由来する」といった最低限のポイ</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ントだけをしっかり押さえてこのようにまとめてみました。前々回から議論のあった部分は含まれているのではないかと思います。当初からシンプルにという事があり、そして登別というものを前文からイメージ出来るものという意見がありましたので、この中で最低限のものを取り込んでまとめてみました。</p> <p>A 委員： ちょっとよろしいですか。【リーダー会議修正案】の中の下から4行目に「努力と創造により」とありますが、努力と創造というのは横並びで良いのでしょうか。「努力による何々でつくりあげた」という意味合いになったほうが良いと思うのですが。創造という言葉は良いのですけれども。</p> <p>会 長： 以前も「努力と創造」となっていますね。この文章というのは大分前からずっと横並びで出ていますよね。どうでしょうか。案としては創造という言葉がいらぬという事でしょうか。</p> <p>A 委員： そういう事ではなくて「努力によって何々が作られる」という感じになるのかなと思います。努力と創造というのは横並びではないのではないかなという事です。</p> <p>会 長： どうでしょうか。「努力によりその礎が築かれ」でも良いような気がしますね。創造という事はさらに何かを進展させるような時に使われるのでしょうか。もしかしたら、「まちづくりが進展する」のほうにかかり、創造する事により進展するというようになるのでしょうか。どの時点で「努力と創造」という文章になったのでしょうか。</p> <p>B 委員： いつ出て来たかという事であれば、F委員の提案があってその後に出て来たという事ですよね。F委員から提案される前の前文には、こういうアイヌ関係の言葉というのが入って来ていない訳ですから。</p> <p>会 長： 一連の中で努力と創造という言葉が入って来たのですね。</p> <p>B 委員： それを入りたいという提案があって、その後に入って来た言葉ですね。</p> <p>会 長： 文章的というか国語的にはどうなのでしょう。「努力と英知」とかはどうでしょうか。</p> <p>A 委員： そもそも何を作ったかという事になりますよね。実際には先人達のやって来た事は、多分残すためにやって来た事ではないと思うのです。たまたま今残っていて、この景色が良いとか、この史跡が良いとか、そのような事だと思うのです。意識して作ったという訳ではないと思います。創造となると意識して作った事になるから、そういうものが登別の随所にあるのであれば、それを創り上げたという事になると思いますが、実際は何を作ったのかという事になりますよね。ある意味舌足らずというか言葉足らずなのかも知れませんね。</p> <p>E 委員： 「英知」という言葉だとすごくピンと来ますね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： A委員が言われたのは、実際には何が残っているのでしょうかという事ですよ。それが創造によって作られたのかという事ですね。</p> <p>D 委員： 何でもただ守り育てるだけではなくて、新たに自分達で作っていったと思うのですけれども、創造という言葉が出て来るのはここだけですよね、おそらく。あとはつくるという言葉に変わっていますよね。条例案を全部読ませてもらったのですが、確かここだけだと思います。だから語呂が悪いとか何となく問題があるのであれば、最後の2行に「貴重な共有財産と認識し、守り育てるとともに、新たにつくり、次代へ継承」と書いていますので、これで創造という言葉に換える事が出来ると思います。「新たにつくり」という言葉がありますので。今こうして指摘された事を聞いていて、「努力と英知」という言葉が出て来てはいましたが、「努力によりその礎が築かれ」という事でも良いのかなと思いました。</p> <p>A 委員： 創造するとかつくるという観点でいえば、この条例を制定するにあたって、やはり市民の皆さんがそういう意識を持ち、そういうところを守って行かなければならないし、さらなる創造をして行くという事になると思うのです。今問題になっている「努力と創造」という部分でいうと、「先人たちの努力と創造」と書いてあるので、先人たちが何かを作り上げたという事だと思うのですが、では何を作ったのかという事になると思います。例えば今を見据えてこのようにしておけば良いのではないかと作り上げたのか、あるいは意識的な部分があり、そういう意識の中でやって来たのかという事になると、必ずしもそうではないと思います。簡単にいうと、生きるために一生懸命生活をして来ただけであって、結果としてこれが残ったという事になると思うので、それを現代の人間が見て、その人たちの努力は私たちが守って行かなければならないという事を最後のほうの共有財産というところに書いてあると思うのです。だから、過去の皆さんが何かを作り上げたという確固たるものがいくつかあるので、何々を始めそういうものを創造しましたというようになると思うので良いとは思いますが、実際には意識的に何かをしたという事はないのではないかと私は思うのです。</p> <p>D 委員： ただ何というか、景観となると、ほとんど創り出すものなのですよ。公園にしても何にしても。だから、そういうものはやはり意識して、まちのどこかに公園をつくるだとか花壇をつくれればみんなが幸せになれるだとか、そういう事をつくって来たと思うのです。ただこの文言では今指摘されたように取っても良いのかなと思ったのです。これから事業者がうんぬんとか新しく建造物をつくる時にどうするという事は、みんな創って行くものですよね。色なり形なり街並みとの融合性だとか、です。創造という言葉が当てはまらないという事はないと思うのです。</p> <p>A 委員： ですが、ここに書かれているのは過去の事に対してなのですよ。これまでというか、過去はそういう事を意識していないのではないかと自分で言ったつもりなのです。最近になって、例えば10年前、20年前も含めてで</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>すけど、そういう事を意識しだしたと思うのです。まちを綺麗にしようとか、そういう事をしながら公園や何かを作ってきたと思うのです。これが良い景観を生み出しているという事はあると思います。ただ過去の、いわゆる先人とかアイヌの皆さんという事から考えると、決してそうではなかったのではないかと思います。アイヌの皆さんの建物は登別にあるかどうかは分かりませんが、白老にあるような建物は意識して造ったのではなくて、生活するために造っただけだと思うので、景観を良くするために創造して来たという事ではないと思います。いわゆる歴史的な年代、時代でいうとそういう意識はなかったのだと思うのです。だから造られたものではなくて必然的にそういうものが残って来たのだと思うのです。残った遺跡だとか、物理的なものもそうですが、そういう残ったものを私たちは大事にしていかなければならないという意識も含め、そういう苦労の中で自分たちは生きているのだという事を市民の皆さんに意識付けをするために、これから創造して行くという事だと思うのです。先程、D委員が言われたように最後の行に新たにつくるというところを改編して、これからそういうものを守り育てながら作り上げて行くという事が正しい文章だと思うのです。過去は決してそういう意識でやっている訳ではなく、もちろん沢山の努力をしたとは思いますが、全て生活に根差した努力であって、必ずしも景観を良くしようとしてやった訳ではないとは思いません。</p> <p>会 長： 敬意を表したようなかたちでこのような文章にしたのでしょうか。</p> <p>A 委員： 精神は分かるのですが、これは前文なので、そこらへんをきちんと位置付けするためには、分け方はしっかりとしたほうが良いと思うのです。過去、現在、未来という形を作って行く訳ですから、その分け方をしっかりとしないといけないと思います。今はこうだから将来はこうなっていくかなければならないし、私たちはそのために努力をしなければいけないし、創造して行かなければいけないという事だと思うのです。過去については必ずしも意識してつくられたものではないというのが私の考え方です。</p> <p>会 長： そうすると、創造という言葉は過去の事からいうとふさわしくないというか少し違うのではないかとこの事ですね。これからの未来については、以前D委員がおっしゃった色々な意味も含まれるという事から、ひらがなで「新たにつくり」という言葉にしましたが、その部分は「創造」という言葉が適しているかも知れないですね。</p> <p>D 委員： 「新たにつくる」とか「作り出す」という言葉で統一したらどうでしょうか。そして今おっしゃったように、「努力と創造」という部分の「創造」は抜いてもかまわないと思います。暮らしやすいように考えて来たという事ですね。それがたまたま文化として我々に伝わって来たのだと思います。</p> <p>A 委員： 敬意を払いたいという位置付けであるというのは読んでいて分かるのですが、事実と違うと敬意を払うにしても違ってくると思います。「努力と創造」のところはもっともっと敬意を払いたい、特にF委員は敬意を払いたいと考え</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ていると思うので、「努力」という単純な言葉だけではなくて、何か良い言葉があれば入れても良いのかなと思います。「努力」だけでもかまわないような気がします。</p> <p>会 長： 今のような意味合いでどうでしょうか。</p> <p>C 委員： 創造というとかなり言葉が重い感じがします。先人の事を考えると、創造という言葉はどうなのだろうという感じはします。「英知と努力」という言葉が良いと思います。努力だけではやはり乗り切れなかった部分というのはあるのではないかと思います。そう考えると「英知」という言葉は良いと思います。</p> <p>E 委員： 思考的なものも入れたほうが良いという事であれば、英知という言葉は的確じゃないかなと思いました。</p> <p>会 長： B委員どうでしょうか。</p> <p>B 委員： 前回、多くの条例で前文がない場合もあるという話をさせていただいたのですけれども、前文の必要性というか重要性について疑問を感じていないわけではありません。それに対して、この3ヶ月位、時間ばかりを費やしていますので、もうそろそろ妥協して、もっと重要な条文のほうに時間を使ったらどうかというのが私の意見なのです。間違いがあれば、それは直したほうが良いとは思いますが。</p> <p>会 長： という意見ではありますが、「先人達の創造」というのは、ちょっとどうなのかなという意見もありましたので、「英知と努力」という感じにしたほうが良いでしょうか。最後のほうの「新たにつくり」というのはこのままで良いですね。この部分だけ修正すれば落ち着くのではないかという事でよろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： そのほうが先人を称えている文書になると思います。</p> <p>会 長： 前文はこのような感じでよろしいでしょうか。</p> <p>E 委員： 「創造」をカットするだけですよね。</p> <p>会 長： カットして「英知」を入れます。称えるという事であれば単なる「努力」だけではなくて「英知と努力」にしたほうが良いという事です。他に何か意見はありませんか。</p> <p>D 委員： 何か「英知と努力」というのは凄く響きが良いですね。先人たちを称えるという意味が含まれているように思います。</p> <p>会 長： よろしいでしょうか。では次に行きます。次のページをめくっていただきまして第30条(みどりの保全・育成等)の修正についてです。下線の部分が修</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>正項目ですが、まずは読んでみます。 (みどりの保全・育成等) 第30条 みどりは、景観形成の主軸であり、癒やし、生産、環境保全及び防災等、多様な役割をもつことから、何人もそれらが十分に生かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。 2 水・大気・大地は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、何人もそれらを良好な状態で維持するよう努めなければなりません。 という部分で、皆様のご意見をいただきながらリーダー会議で修正してみました。その際に、「みどりは、景観形成の主軸であり」という文言があるのですが、景観形成という事であればひょっとしたら主軸とは言い切れないのではないかというか、その文言はどうなのだろうかという事になりましたので、「みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに」というような文言に置き換えてみました。また、順番については「癒やし、環境保全、防災及び生産」とし、生産を後のほうにしております。それから「多様な役割」という文言がありますが、「役割」という言葉ではなくて、「機能」という言葉に切り替えさせていただきました。それから「何人もそれらが十分に生かされるよう」という部分の「生かされる」を、活用されるという言葉の意味から「活かされる」にしたほうが良いというご意見をいただきましたので修正しています。それから第2項の「水・大気・大地」を「水・大気・土壌」に修正させていただきます、リーダー会議の修正案としてまとめましたので読んでみます。 (みどりの保全・育成等) 第30条 みどりは、景観を形成するうえで重要な要素であるとともに、癒やし、環境保全、防災及び生産等、多様な機能をもつことから、何人もそれらが十分に活かされるよう、守り育て、つくらなければなりません。 2 水・大気・土壌は、みどりの保全と育成に欠かすことのできないものであることから、何人もそれらを良好な状態で維持するよう努めなければなりません。 というようにまとめさせていただきました。よろしいでしょうか。 E 委員： 「土壌」という言葉は味気がないですね。一般的にはどうなのでしょう。「水・大気・大地」のほうが何となく良いような気もしますが、一度決まってしまったものですし、条例の文章からして、そのほうが良いのならかまわないですが。 会長： 変更になった理由はここには記載されていませんけれども、「大地」ではないですねという事だったと思います。よろしいでしょうか。続いて、第31条(在来植物の保全等)の修正についてですが、皆様のご意見を頂きながら、リーダー会議でまとめました。まずは読んで行きます。修正前は、「在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、何人もその保全に配慮するとともに、在来植物による緑化に努めなければなりません。」でありましたが、修正案としまして「在来植物は、生物の多様性を確保するために大切なものであることから、何人もその保全に努めるとともに、在来植物による緑化に配慮しなければなりません。」というように、「配慮する」と「努める」</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>の順序を入れ替えました。これから在来植物を育成・保全して行くために、現状に即して考えてみたところ、「保全に努めて、在来植物による緑化に配慮する」という事でなければ今後においてうまく行かないのではないかと考えまして、それであれば「努める」と「配慮」を入れ替えて使う方が良いのではないかとということで、このような文章に修正しました。B委員、私の説明に言葉足らずのところがあるかと思うので、補足説明をお願いいたします。</p> <p>B 委員： まず「在来植物による緑化に努めなければなりません。」という表現は、割と強い表現だと思っております。市民が在来植物による緑化を行うとなった時に、その緑化に充分対応できるだけの在来植物の供給体制があるのかどうかという事が問題になるのだらうと思えます。このようなことを考えた場合、必ずしも、努めるという強い表現が適切なのかどうかと考えますので、この点について皆さんと議論しなければならぬと思っております。「配慮しなければなりません」という軟らかい表現であれば、ある程度問題も起きづらいのではないかとこの事でありませう。</p> <p>E 委員： 「緑化に配慮」という文章は、文法的に問題ないのでしょうか。「緑化に配慮」ではなく、「緑化に努める」ではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 確かに「緑化に努めたい」のですが、先程B委員からもお話がありましたように、在来植物については、まずは保全をしっかり行わなければなりませんので、保全ということを強調するために「何人もその保全に努める」として、供給体制等難しい問題をたくさん抱えている「在来植物による緑化」に関しては、「在来植物による緑化に配慮」のように現実に即した表現に修正しました。</p> <p>B 委員： 文章自体は、この「配慮しなければなりません。」の部分は、在来植物による緑化を市民に対してどこまで求めるのか、という事によって色々と表現の仕方が変わってくるのだらうと思えます。皆さんの気持ちとして、どこまで市民に要求するのかということについては、それぞれで思惑が違ふのかなという気はしております。</p> <p>会 長： まず、前回から変わった部分のご理解を頂ければと思えます。あとは最終的に、もし言葉がおかしければ、ご意見を頂きたいと思えますが、よろしいでしょうか。特にならうでするので、第31条についてはここまでとします。それでは続きまして第2条の定義の修正に進みます。第2条第3項のこの条例における「来訪者」についての定義であります。「来訪者」とは、観光旅行者、それ以外の市内に滞在する人及び市内を通過する人をいいます、とありますが、この中の「観光旅行者、それ以外の」の部分の記載について、登別市が国際観光レクリエーション都市と宣言しておりますので、観光客の皆様にもこの条例に協力してほしいという思いもあって、あえて「観光旅行者」という言葉を記載したのかと思えますが、観光旅行者と言っても、「市内に滞在する人及び市内を通過する人」に含まれるだらうということで、ここでは「観光旅行者」という言葉を入れなくても良いのではないかとこの事で、リーダー会議で修正しました。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： この文面における「滞在」という言葉の意味が、「一時的」という意味であり、住んでいる人ではないということですね。そういう意味であれば、この表現で良いと思います。</p> <p>会 長： 「滞在」の時間とか日数は定かではありませんけども、「滞在」であって「定住」ではないという事です。</p> <p>D 委員： 「滞在」の意味には、何か大きな工事に携わる人で一時的に登別に滞在して、そして工事が終わったら帰るということも含まれるでしょうし、観光客としてホテルに一泊でもして行くということも含まれるでしょう。</p> <p>会 長： 工事という事になると、それは事業者ということになるかもしれませんが、一時的に滞在する者という事になるでしょうね。それから「市民とは」ということであれば、「登別市に住所を有する人、若しくは市内に通勤又は通学する人をいいます。また、市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物を所有し、若しくは占有し、又は管理する人を含めます。」と規定しています。以前の会議では、「市民」とは税金を納める人、という意見もありましたが、そうではなくて、建物を持っている人、土地を持っている人、屋外広告物の設置のみをしている人、或いは管理している人、その他に「事業者」・「来訪者」を別に定義しています。</p> <p>A 委員： 他の条例で「市民」について定義しているものがあると思いますが、それと同じなのでしょうか。「この条例において」と書いてあるので、必ずしも一緒でなくても良いのかもしれませんが。例えば、「市民」と「市民等」とに分けている場合、「市民等」と言えば、登別に住所を有する人もしくは登別に通勤・通学をしている人とか、こういったものが含まれてくるものと思います。他の条例においては、「市民」と「市民等」とに分けずに、「市民」とは、登別に住所を有する人もしくは登別に通勤・通学をしている人というように定義しているものなのでしょうか。</p> <p>会 長： 色々と事務局に調べてもらっていたと思いますけど、どうでしょうか。</p> <p>事務局： 「登別市環境基本条例」において「市民」というのは、「市内において生活基盤を構成するもので、消費行動の主体をいう」となっており、そのあとに「市外に居住し市内に土地・建物等を有する者を含む」と定義しています。また、「登別市不法投棄ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」いわゆる「ポイ捨て条例」では、「市民」とは、「市内に住所を有する者をいう。」と簡潔に定義しています。また、登別市ぬくもりある福祉基本条例では、「市民」とは「市内に在住し、若しくは通勤若しくは通学する個人又は団体をいう。」と定義しており、それぞれ条例の特色によって定義を変えている状況であります。</p> <p>会 長： この条例は「景観」という事ですから、住所を有する者だけではなくて、土地や建物、屋外広告物を所有している場合や占有して場合、管理している場合</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ということが定義に入ってくるのでしょうか。「市民等」と「市民」の使い分けについては、また別の問題でしょうか。</p> <p>A 委員： 今話を聞くと、それぞれの条例の特色にあった定義であれば、条例毎に違いがあっても問題はないという事ですね。</p> <p>会 長： そういう意味では、非常に詳しく細かく定義していると思います。本文の意味合いとしてはご了承頂ければと思います。一応これで、修正する部分に関しては終わった事になります。よろしいでしょうか。全体を見回して、何か修正が必要な箇所はありませんでしょうか。無いようであれば、次にわかりやすい表現についてであります。また文章全体まで整理が終わっておりませんでしたので、リーダー会議で精査して次回の会議までには提出したいと思っております。皆さんからいただいた意見の全てがわかりやすい表現に修正される訳ではなく、条文の意味合いからシンプルに言えない部分ですとか、言葉の使い回しの問題ですとか、全体を確認しなければなりませんので、もう少し時間を頂きたいと思っております。それでは、次に、何度か皆さんにお話ししておりました名称についてであります。</p> <p>E 委員： 名称の公募は行わないのでしょうか。それから、名称には「景観」とか「みどり」という言葉を入れないとならないのでしょうか。出来れば登別らしい名称にしたいと思っております。登別らしさということがどういったものなのか、その辺をわかりやすく示した名称でなければならないと思っております。</p> <p>会 長： 「景観」や「みどり」といった言葉が入らなければならないかという事に関しては、前回もそういったお話がありましたが、入れなければならないとか入れなくても良いということについては、何ら決めていません。条文をまとめ上げた段階で、はじめて登別らしい名称を決めて行く事が出来るものなのかなと思っていたところです。公募ということは、私の頭の中にはありませんでした。せっかく委員の皆さんに、これだけの時間を議論に費やしていただきましたので、名称も皆様と議論して決められれば良いと思っていました。</p> <p>E 委員： 名称を公募すれば、この条例を市民の皆さんに浸透させられる良いチャンスだと思うのですが。</p> <p>会 長： そういう意味では、公募するというのはとても良い事だと思いますが、私としては2年間、回数にして23回も携わった皆さんで決めて行ければと思っておりました。どちらが良いかは分かりかねるところですが、この条例について言えば、これはこういった内容のもので、という事を市民に浸透させるために、名称を公募しましょうという事でしょうか。</p> <p>E 委員： そうですね。</p> <p>会 長： 公募の結果を100%尊重するのか、それともそれをヒントに我々が名称を決めて行くのか、やり方は色々あるのでしょうか。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>E 委員： この会議で一番分かり易い名称はこれだと決めるのは難しいと思いますし、やはり市民の声で一番多かったものが、最も分かり易いものだと思います。</p> <p>会 長： 公募するとなると、今後の段取りやスケジュールで問題はないのでしょうか。</p> <p>E 委員： 「クリンクルセンター」の時は公募しましたよね。</p> <p>C 委員： 名称についてはそうでしたね。</p> <p>A 委員： 条例の名称については、分かり易いという事がとても大事ですし、先程お話のあった「ポイ捨て条例」みたいな愛称・通称は良いと思いますけど、堅い表現だから重みがあるかという訳ではありませんが、条例というものにはそれなりの重さがありますから、正式名称としてきちとした名称が必要だと思います。施設名称を公募するのと、条例名を公募するのでは、意味合いが違うと思います。そういう意味では、若干堅くて入りづらさがあったり、似たような条例がいくつもあったり、それらとの差別化のために愛称・通称はあっても良いと思いますけど、正式名称としては、これまでの仮称である「景観・緑化条例」というのが順当なところだと思います。建物などの名称は公募しやすいと思いますが、条例の名称について公募した事はあるのでしょうか。</p> <p>E 委員： それはないのではないのでしょうか。</p> <p>A 委員： 愛称を決めて、市民の反応を確かめるのは良いかもしれませんが、条例の正式名称について公募は必要ないように思います。「景観・緑化条例」の頭に「登別市」という言葉が入るぐらいで、他の条例と重複しなければ、これがそのまま名称となって良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 自治推進委員会の素案の段階では、「ふるさとのぼりべつ癒しの～」と頭についていましたね。</p> <p>E 委員： 「まごころ」とか「やすらぎ」というような言葉を入れたら、軟らかくなって良いのではないのでしょうか。通称「まごころ条例」とかにすると子どもたちにも親しみを持ってもらえるのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 正式名称があって、そこから一部を取って愛称・通称とするのでしょうか。この会議の中で皆様のご意見を聞いて、ある程度まとめて行くという事でよろしいのでしょうか。</p> <p>E 委員： 良いです。</p> <p>会 長： A委員の意見としては、「景観・緑化条例」という言葉の上に「登別市」という言葉が付く等、ある程度決まってくるのではないかということですね。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>A 委員： 「登別市景観・緑化条例」というのが順当だと思います。その中で、「心のみどり条例」などのように子供にもわかりやすい愛称・通称を付けて、市民に浸透させていくということは良いと思います。</p> <p>会 長： やはり「登別市」の次に「景観」「緑化」と付くのでしょうか。その他に「癒し」なのか「心の安らぎ」などが付きますでしょうか。</p> <p>E 委員： 登別市らしさを出すのであれば、何か付いた方が良いかも知れません。「登別市景観・緑化条例」のように硬い表現とした場合、他の自治体と一緒にさせていただきますね。</p> <p>B 委員： 「登別市」という部分が違うだけですよね。</p> <p>会 長： 「在来種」や「生態系」について条文の中で謳うのであれば、そこから何か引用できますでしょうか。</p> <p>C 委員： 登別市民だけでなく、他の地域の方が見ても、条例名を見れば、なんとなく条例の中身がイメージできるものが良いと思うので、「景観」や「緑化」という名称を入れるべきだと思います。軟らかい印象を持つ言葉を入れるのも良いとは思いますが、知らない人がこの条例を見た時に、条例の中身を見なければ何の条例なのか理解できないよりも、条例の名称を見た時に、この条例は、こういった意味を持つ条例だとイメージできる方が良いと思います。</p> <p>E 委員： そうですね。「登別みどりと景観を何々する癒し条例」というようにすれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>会 長： 言葉の繋がりやさしく持って行くという事になるのでしょうか。まず「登別」或いは「登別市」という言葉が入って、「景観」と「緑化」或いは「景観」と「みどり」という言葉もはいるのでしょうか。「景観」を別の言葉に置き換えるとした場合、どんな表現になりますかね。</p> <p>B 委員： 「景観とみどり」が一番シンプルだと思います。</p> <p>A 委員： 愛称・通称として「癒し」などの言葉を使うのは、何かの話をする際に使用する言葉であるので、構わないと思いますが、正式名称については別問題ですので、単純明快に「登別市景観・緑化条例」で全然違和感ないと思います。</p> <p>会 長： 正式名称についても、皆さんからご意見を頂いてまとめていくのですけれど、「景観・緑化」なのか「景観・みどり」なのか、「登別」なのか「登別市」なのか決めなければなりません。「登別」か「登別市」なのかということについては、「登別市」の方がよろしいですね。それから「癒し」なのか「心の安らぎ」なのか、という事もありますね。</p> <p>A 委員： 「癒し」や「心の安らぎ」といった言葉のように、条文に影響するような言</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>葉は入れるべきではないと思いますので、「登別市景観・緑化条例」という名称が良いと思います。但し、愛称・通称はどのような言葉でも構わないと思います。</p> <p>会 長： そういう方向で次回までにリーダー会議でまとめてくるという事でよろしいでしょうか。また、わかりやすい表現に関しても次回までにリーダー会議でまとめてくるという事でよろしいですね。何か他にご意見や修正する部分がありますでしょうか。</p> <p>D 委員： 第2条の「市民」の定義に関して、「通勤又は通学する人をいいます。また、市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物を所有し、若しくは占有し、又は管理する人を含めます。」とあり、「人を含めます。」と書いてあるのですが、付け足して増やすときは「人を」ではなく、「人も」だと思います。こだわらなければありませんが。</p> <p>会 長： 「又は」があるから「人を」で受けているのでしょうか。これは疑問点として、次回までに調べるという事でよろしいでしょうか。</p> <p>D 委員： 「又は」であって「更に」とは、違いますからね。</p> <p>会 長： 「又は」で特定しているのですよね。「又は」がなければ、「管理する人も含めます。」ですよね。なぜここで「又は」という言葉が入ってくるのでしょうか。「又は」で上の文章から来ているからでしょうか。この文章は「また、～、又は～、又は～。」となっており、何かおかしい感じがしますね。</p> <p>B 委員： 「若しくは」が多いように感じますね。</p> <p>会 長： これらについては、国語的に確認しないといけませんね。「若しくは」や「又は」を抜いて羅列できないでしょうか。それが「若しくは」か「又は」どちらかにして、あとは読点で羅列できれば良いですね。</p> <p>B 委員： シンプルに「や」で羅列するのはどうでしょうか。</p> <p>E 委員： 「占有」というのはどういう意味なのでしょうか。</p> <p>会 長： 持っていないけど、「占有」の許可を取っている人の事ですね。「占有」と「管理」は違うものですね。</p> <p>D 委員： これ、全部違うものなのですよ。「占有する人」と「管理する人」は違いますよね。</p> <p>会 長： 「若しくは」とか「又は」とかは、この文章に入らなくても良いのではないのでしょうか。「所有」、「管理」、「占有」と読点で区切るだけで良いのではないのでしょうか。リーダー会議で整理することとします。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。それでは、次回までに分かり易い文章であるとか、今日ご指摘のあった修正点や名称についてまとめてまいりますので、次回の市民会議で皆さんの確認を頂き、あと1回か2回の市民会議の開催を経て、条例案を市に渡せるのかと考えております。市に条例案を渡したあとは、パブリックコメントが行われまして、市民の皆様からご意見を聞く機会がありますので、その中で様々な意見を頂けるものと思います。次回については、まとめたり修正したりする作業に時間がかかりますし、この条例の補助的な資料であり、どのような経緯でこの条例が出来たのかが分かる資料である逐条解説についてもリーダー会議の方で作成してまいりますので、その作成にも時間がかかるものと思います。よって、次回の日程はまだ決められませんけど、雪が降る前には行いたいと思います。皆さんお疲れ様でした。これで本日の会議を終了します。</p>
-----------------------	--